

# 群馬県国土強靱化地域計画について

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- 大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、**本県の強靱化を推進するための指針**として策定
- 国土強靱化基本法に基づき、国が定めた国土強靱化基本計画との調和を保ちながら、本県の国土強靱化に関する**施策を総合的、計画的に推進**

### 2 計画の位置付け

- 国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画
- 国土強靱化に関して、県の他の各分野別計画の指針

### 3 計画期間

- 平成29年度を始期
- 国の基本計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し

## 第1章 強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

### 2 基本的な方針

- 取組に当たっては、国や市町村、民間の取組と連携して、総合的に推進する。

[基本的な方針(主なもの)]

- (1) 本県の強靱性を損なう本質的原因を人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組を推進
- (2) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- (3) 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ
- (4) 人口減少や社会資本の老朽化等を踏まえた施策の重点化
- (5) 人のつながりやコミュニティ機能の向上

## 第2章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

- 国土強靱化基本法や国の基本計画を踏まえ、本県の国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が示した評価手法を参考に「脆弱性評価」を実施
- ① 対象とする自然災害の設定  
本県に甚大な被害をもたらすことが想定される「**大規模自然災害全般**」
  - ② 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定 ※裏面のとおり
  - ③ 施策分野の設定 ※裏面のとおり
  - ④ 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価

### 2 評価結果

[評価結果のポイント]

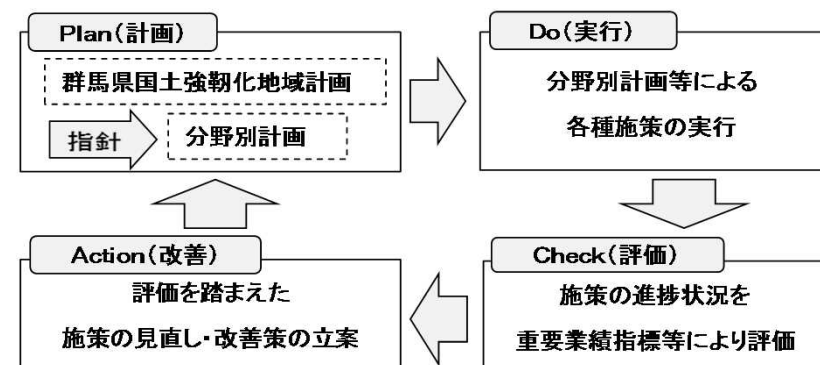
- (1) ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要
- (2) 自助・共助の更なる充実が必要
- (3) 多様な実施主体の連携が必要

## 第3章 強靱化の推進方針

- 脆弱性評価の結果を踏まえ、**起きてはならない最悪の事態ごとに施策とその目標指標を検討・整理した上で、施策分野ごとに分類し、推進方針を示す**  
※裏面のとおり

## 第4章 計画の推進

- 施策の重点化を行い、限られた財源で効率的・効果的に本県の強靱化を推進
- 県の各分野別計画等と連携したPDCAサイクルを確立し、重要業績指標(KPI)等に基づく進捗管理を実施



7つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生(二次災害を含む)
		1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発
		3-2	県・市町村の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む)
		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流出
		6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価・現行施策の対応力について、分析・評価

対応方策の検討・起きてはならない最悪の事態ごとに施策と目標指標を検討・整理し、施策分野ごとに分類

施策分野ごとの推進方針(主なもの)

- 1) 行政機能/警察・消防等/教育/情報通信**
- ・県及び市町村庁舎の耐震化
  - ・業務継続計画の策定、見直し
  - ・避難勧告等の発令体制の整備
  - ・災害警備本部機能の強化
  - ・ヘリコプターの運航確保
  - ・災害に備えた道路環境の整備
  - ・大規模災害時における広域連携
  - ・地域防災力の向上
  - ・学校施設の耐震化
  - ・防災教育の推進
  - ・住民等への情報伝達
  - ・災害時における行政機関相互の通信手段の確保

- 2) 住宅・都市/環境**
- ・住宅・建築物等の耐震化
  - ・空き家対策
  - ・市街地の整備
  - ・内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成
  - ・水道施設の耐震化・老朽化対策
  - ・汚水処理施設の耐震化・老朽化対策
  - ・持続可能な地域づくり
  - ・災害廃棄物処理対策の推進

- 3) 保健医療・福祉**
- ・病院・社会福祉施設の耐震化
  - ・災害拠点病院の体制強化
  - ・災害福祉支援ネットワークの推進
  - ・福祉避難所の指定、周知
  - ・災害時要配慮者支援
  - ・災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備

- 4) 産業**
- ・支援物資の供給に係る連携体制等の整備
  - ・緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
  - ・再生可能エネルギーの導入促進
  - ・企業の事業継続計画策定の促進
  - ・農業生産基盤の整備(農地整備)
  - ・農林業の担い手の確保・育成
  - ・建設業の担い手の確保・育成

- 5) 交通・物流**
- ・群馬がはばたくための7つの交通軸構想
  - ・緊急輸送道路等の確保
  - ・緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化
  - ・迅速な道路防災情報の提供
  - ・「道の駅」の防災拠点化
  - ・物資集積拠点の整備

- 6) 国土保全/土地利用**
- ・治水施設の整備・機能保全
  - ・土砂災害防止施設の整備・機能保全
  - ・治山施設等の整備・機能維持
  - ・ため池の防災対策
  - ・洪水からの住民避難を促す河川情報の提供
  - ・土砂災害からの住民避難を促す情報の提供
  - ・農業生産基盤の整備(農業水利施設)
  - ・地域コミュニティ機能の維持・発揮(農地、農業用施設の維持・保全)
  - ・地籍調査の推進

- 7) リスクコミュニケーション**
- ・地域コミュニティの強化
  - ・指導者・リーダー等の育成

- 8) 老朽化対策**
- ・インフラの維持管理・更新